

# 一般社団法人眞山舎

令和5年度（第2事業年度）事業報告書

自：令和5（2023）年4月1日

至：令和6（2024）年3月31日

## 1 概要

一般社団法人眞山舎は、民設民営の中間支援組織として令和4年度に設立されたが、令和5年度より『わたし』が幸せを感じられる暮らし』というテーマを掲げ、国立市民の暮らし等公益に係る活動の立ち上げ及び推進を自ら実行するという方針を打ち立てた。その結果、対話型相談等のNPO支援事業だけでなく、リカバリーの学校@くにたち、哲学塾「ひらく舎」等、対話を軸にした活動を開始した。

## 2 事業

### (1) NPO支援

国立市内外のNPO法人等市民活動団体に対して対話型相談及び専門業務のサポートを行った。

支援項目	件数	内容
ファンドレイジング等 NPO経営全般に関する相談	5	マンスリーサポーター増を目指した計画やクラウドファンディング なお、くにたち地域コラボによる委託に関しては、複数名・団体からの相談を受けたが、1件として計算している。
専門業務のサポート	2	WEBマーケティング、ICTサポート、法人運営等専門的知見及び技術に係る専門的業務の代行を行った。

### (2) リカバリーの学校@くにたち

国立市民のメンタルヘルス向上に向けて、疾患のある人やその支え手等が、さまざま

な生きづらさなどと向き合いながら地域で豊かに暮らしていくため、「キョウドウを生きる暮らし」を事業ビジョンに掲げ、文部科学省令和5年度「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」事業を受託し、国立市公民館や障害福祉事業所等との協働連携を通じて「リカバリーの学校@くにたち」という対話的な学び場づくりを行った。また、本事業では国立市や国立市社会福祉協議会の職員、国立市公民館関係者、一橋大学教授、ピアサポートの専門家、精神保健福祉士等を中心とした連携協議会（諮問機関）を設置し、本事業に対する助言等をもらいながら運営した。本事業は、3つの領域（精神保健福祉領域、知的障害支援領域、啓発領域）を設定し、合計5つの講座プログラム（合計18回）をカリキュラムとして実施。延べ327名の学習者（明示的・非明示的障害者、支援職従事者、ボランティア等）が参加した。

### (3) 哲学塾「ひらく舎」

令和5年11月、感想共有や語り合いの一步先を目指し、「共通了解」を作ることを目的とした「哲学塾『ひらく舎』」を開始した。哲学者・金泰明氏（大阪公立大学人権問題研究センター・特別研究員）と合計4回実施し、延べ21名が参加した。

### (4) 研修

NPOのファンドレイジング全般や地域の市民活動に係るファンドレイジングに関する講義を行った。

日程	企画名等	概要
2023年4月16日	ファンドレイジング勉強会	NPO支援団体スタッフに対する研修
2023年12月2日	地域・社会貢献フォーラム2023「カワサキコネクト」	川崎市内市民活動団体等に対するローカルNPOのファンドレイジングに関する講義及びワークショップ
2023年12月8日	ローカルNPOのファンドレイジング勉強会	都内教育系NPOのスタッフ及び関係者に対するローカルNPOのファンドレイジングに関する講義及びワークショップ

### (5) その他公益目的事業等

- ① 国立市主催の富士見台地域のまちづくり事業「クラブサバーブ」にメンターと

して登壇・参加した。

- ② 大学生等若者世代の国立市民及び国立市ゆかりのある若者（４～６名）と共に長野県北信地域における「みんなで使える別荘・キャンプ場づくり（仮称）」を検討し、合計２回の現地視察を実施した。

### 3 組織

#### (1) 役職員

- ① ２０２３年１１月に設立時理事の古旗真幸氏が辞任し、新たに池田希咲氏が就任した。
- ② ２０２３年６月に非常勤職員が入社。主にリカバリーの学校@くにたちの事務及び広報関連業務を担った。２０２４年３月、文部科学省令和５年度「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」事業の単年度契約終了に伴い退職した。

### 4 財務

２０２３年１１月、クライアントとの契約（年額１３２万円の収入）を解消した結果、当法人の財務状況が悪化。元中小企業役員等経営の専門家によるプロボノチームを組成し、財務に関する検討会議を複数回実施。当法人の代表理事（専従）の役員報酬減額、より精緻な資金繰りの管理、中長期的な財務体質の改善に向けた方針転換を行った。

### 5 その他法人運営等

非営利団体 サポートプロジェクト（PR TIMES社）、Canva for NPO（Canva社）、Google for Nonprofit（Google社）等の非営利団体向け無料サービスの利用が認められたため、財務的負担がなく広報・PR活動を推進することが出来た。

### 6 附属書類

当期事業報告には、事業報告の内容を補足する重要な事項は特にないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する附属明細書は

作成しない。